

平成二十年財務省令第五十号

株式会社日本政策投資銀行法施行規則

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策投資銀行法施行規則を次のように定める。

（金銭債権の証書の範囲）

第一条 株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）第三条第一項第七号に規定する財務省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 謙渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、謙渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 住宅抵当証書

四 貸付債権信託の受益権証書

五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を當む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

八 法第三条第一項第十一号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書（特定社債に準ずる有価証券）

第二条 法第三条第一項第八号に規定する有価証券として財務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する謙渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものと（社債等の発行等に係る基本方針の認可）

第三条 株式会社日本政策投資銀行（第十条を除き、以下「会社」という。）は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、

当該事業年度の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。第六条において同じ。）の借入れに係る基本方針（法第十三条第一項に規定する基本方針をいう。）を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

本方針には、次に掲げる事項について記載しなければならない。

一 社債及び日本政策投資銀行債の発行額並びに借入金の借入れ金額

二 社債、日本政策投資銀行債及び借入金の表示通貨

三 社債及び日本政策投資銀行債の発行市場並びに借入金の借入れ先

四 社債及び日本政策投資銀行債の利回り並びに借入金の利率

五 その他財務大臣が定める事項

六 第二号に掲げるもののほか、国外債の記載事項

七 国外債の利回り

八 第二号に掲げるものほか、国外債の記載事項

九 その他財務大臣が定める事項

（借入金の借入れに係る届出）

第六条 会社は、借入金の借入れについて法第十一条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入金の表示通貨

四 借入先

五 借入金の利率、償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他財務大臣が必要と認める事項

（事業計画の認可の申請）

第七条 会社は、法第十七条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

一 社債又は日本政策投資銀行債の発行により調達した資金の用途

二 社債にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十六条第一号から第六号までに掲げる事項、日本政策投資銀行債にあつては、法第六条第四項第一号から第四号まで及び第五项第五号に掲げる事項

三 社債又は日本政策投資銀行債の募集の方法

四 社債又は日本政策投資銀行債の利回り

五 第二号に掲げるもののほか、社債又は日本

（国外債発行の届出）

第六条 会社は、国外債の発行について法第十三

条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 国外債の発行により調達した資金の用途

二 社債にあつては、会社法第六百七十六条第一号から第六号までに掲げる事項、日本政策

投資銀行債にあつては、法第六条第四項第一号から第四号までに掲げる事項

三 借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

四 社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還の方法及び期限

五 その他必要な事項

第六条 会社は、法第十八条後段の規定により償還計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（貸金業者から除かれる者の範囲）

第七条 会社は、法第十九条第四号に規定する財務省令で定める要件は、主として貸金業（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいう。）以外の事業を営むものであることとする。

（認可対象子会社の範囲）

第十条 法第十九条第七号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいいう。）を営む外国の会社

二 有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

三 保険業（保険業法（平成七年法律第二百五十四号）第二条第一項に規定する保険業をいう。）を営む外国の会社（第一号に掲げる会社に該当するものを除く。）

四 信託業（信託業法（平成十六年法律第二百五十四条）第二条第一項に規定する信託業をいいう。）を営む外国の会社（第一号に掲げる会社に該当するものを除く。）

五 附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（国債の登録）

第二条 会社は、法附則第二条の三第二項の規定により国債の交付を受けたときは、速やかに、

国債規則（大正十一年大藏省令第三十一号）第二十八条に定めるところにより、国債の登録を請求するものとする。

（危機対応業務の休止等）

第三条 会社は、法附則第二条の十第二項の規定により指定営業所（同条第一項に規定する指定

営業所をいう。以下この条において同じ。)に おいて臨時に危機対応業務(株式会社日本政策 金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二 条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下 この条及び次条において同じ。)の全部又は一 部を休止するときは、直ちに、次に掲げる書面 を財務大臣に提出するとともに、第一号に記載 した事項を公告しなければならない。	2 イ 休止する指定営業所の名称及び所在地 ロ 休止する危機対応業務の範囲 ハ 休止する年月日及び期間 ニ 休止の理由
二 休止に関する意思の決定を証する書面 会社は、臨時に危機対応業務の全部又は一部 を休止した指定営業所において当該業務の全部 又は一部を再開するときは、直ちに、次に掲げ る書面を財務大臣に提出するとともに、第一号 に記載した事項を公告しなければならない。	イ 休止する指定営業所の名称及び所在地 ロ 休止する危機対応業務の範囲 ハ 休止する年月日及び期間 ニ 休止の理由
二 再開に関する意思の決定を証する書面 (危機対応業務に係る事業計画及び事業報告書 の記載事項)	イ 再開する危機対応業務の範囲 ハ 再開する年月日 ニ 再開の理由
二 再開に関する意思の決定を証する書面 (危機対応業務に係る事業計画及び事業報告書 の記載事項)	イ 再開する危機対応業務の範囲 ハ 再開する年月日 ニ 再開の理由

二 法附則第二条の十一第一項の危機対応業 務の実施方針については、次に掲げる事項を記 載しなければならない。	二 法附則第二条の十一第一項の危機対応業 務の実施方針については、次に掲げる事項を記 載しなければならない。
一 株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号 に規定する被害の発生時における対応の方針 に関する事項	一 株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号 に規定する被害の発生時における対応の方針 に関する事項
三 その他危機対応業務の適確な実施に関する 事項	三 その他危機対応業務の適確な実施に関する 事項
2 法附則第二条の十一第一項の実 施方針に基づく危機対応業務の実施状況につ いては、次に掲げる事項を記載しなければなら ない。	2 法附則第二条の十一第一項の実 施方針に基づく危機対応業務の実施状況につ いては、次に掲げる事項を記載しなければなら ない。
一 前項第一号の方針に基づく対応の状況に 基づく危機対応業務の実施状況に関する事項	一 前項第一号の方針に基づく対応の状況に 基づく危機対応業務の実施状況に関する事項
二 前項第二号の取組の状況に関する事項	二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他他の方針に基づく対応の状況に 基づく危機対応業務の実施状況に関する事項	三 その他他の方針に基づく危機対応業務の実 施状況に関する事項

3 会社は、法附則第二条の十七第一項後段の規 定により特定投資業務規程の変更の認可を受け ようとするときは、変更しようとする事項及び 変更の理由を記載した申請書に変更後の特定投 資業務規程を添付し、財務大臣に提出しなければ ならない。	3 会社は、法附則第二条の十七第一項後段の規 定により特定投資業務規程の変更の認可を受け ようとするときは、変更しようとする事項及び 変更の理由を記載した申請書に変更後の特定投 資業務規程を添付し、財務大臣に提出しなければ ならない。
2 法附則第二条の二十第一項の同条第二項の規 定により同項に規定する特定投資業務規程(以 下この項及び次項において「特定投資業務規 程」という。)の認可を受けようとするときは、 申請書に当該認可に係る特定投資業務規程を添 付し、財務大臣に提出しなければならない。	2 法附則第二条の二十第一項の同条第二項の規 定により同項に規定する特定投資業務規程(以 下この項及び次項において「特定投資業務規 程」という。)の認可を受けようとするときは、 申請書に当該認可に係る特定投資業務規程を添 付し、財務大臣に提出しなければならない。
一 他の事業者との間の適正な競争関係の確保 に関する事項	一 他の事業者との間の適正な競争関係の確保 に関する事項
二 一般の金融機関その他の他の事業者の意見 を会社の業務運営に反映させるための取組に 関する事項	二 一般の金融機関その他の他の事業者の意見 を会社の業務運営に反映させるための取組に 関する事項
三 その他他の事業者との間の適正な競争関係 の確保に係る取組に関する事項	三 その他他の事業者との間の適正な競争関係 の確保に係る取組に関する事項

(劣後特約付金銭消費貸借等)

資業務規程を添えて、財務大臣に提出しなけれ
ばならない。

(特定投資業務に係る事業計画及び事業報告書
の記載事項)

一 前項第一号の業務運営の方針に基づく業務
の実施状況に関する事項
二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

(特定投資業務の実施に係る基本的な方針に
関する事項)

二 一般的金融機関が行う金融及び民間の投資
の補完又は奨励に係る措置に関する事項

三 法附則第二条の十二第三項に規定する特定
投資業務の実施に係る基本的な方針に
関する事項

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

四 法附則第二条の十六第二項第四号の体制に
よる特定投資業務の実施状況に係る評価及び
監視の結果を踏まえた対応に関する事項

五 その他特定投資業務の適確な実施に関する
事項

一 前項第一号の基本的な方針に基づく特定投
資業務の実施状況に関する事項

二 前項第二号の措置の実施状況に関する事項

三 前項第三号の取組の状況に関する事項

四 前項第四号の対応の状況に関する事項

五 その他法附則第二条の十八第一項の実
施方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する
事項

2

(特定投資業務規程)

第六条 法附則第二条の十七第一項の財務省令で
定める事項は、次のとおりとする。

一 特定投資業務(法附則第二条の十二第二項
に規定する特定投資業務をいう。以下この条
及び次条において同じ。)の実施体制に関する
事項

二 特定投資業務の実施方法に関する事項

三 特定投資業務に関する財務の適正な管理に
関する事項

四 会社と他の事業者との間の適正な競争関係
の確保に関する事項

五 法附則第二条の十六第二項第四号の体制に
よる特定投資業務の実施状況に関する評価及び
監視に関する事項

六 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況
に関する事項

七 その他特定投資業務の実施に関する事項

2

(適正な競争関係の確保に係る事業計画及び事
業報告書の記載事項)

第八条 法附則第二条の二十一第二項の他の事業
者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に
ついては、次に掲げる事項を記載しなければな
らない。

一 他の事業者との間の適正な競争関係の確保
に関する事項

二 一般の金融機関その他の他の事業者の意見
を会社の業務運営に反映させるための取組に
関する事項

三 その他他の事業者との間の適正な競争関係
の確保に係る取組に関する事項

2

(附則(平成二七年六月二六日財務省令第
六〇号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二七年六月二六日財務省令第
六〇号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項

2

(附則(平成二一年七月三日財務省令第
五二号))

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 前項第二号の取組の状況に関する事項
三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針
に基づく業務の実施状況に関する事項